

史料を通して見る「近世宮古の人々（士族・百姓）」

砂川 玄正

はじめに

宮古の近世時代を説明する時、大方の人々が通説として人頭税を中心に語る。即ち、1637年に人頭税制がしかれ、15才から50才までの男女が、男は粟を、女は織物を納めさせられた。その税率は6公4民から8公2民の重税で、そのため、男は上納粟を作るため、女は上納布を織るため、毎日、男は畑で、女はブンミヤー（苧積屋）で重労働を強いられたと説明する。そして近世時代＝人頭税＝重税・過酷な時代と表現し、更に、人頭税制下の人々の悲惨さを説明するのに「沖縄県宮古島々費軽減及島政改革請願書」の前文を引用し紹介する。しかし、重税・重労働・過酷と言う割りには、近世の人々がどのような法律やシステムのもとで暮っていたのかについては、未だ漠然とした部分が多い。そこでこの小論では史料を通して近世宮古の人々の基本的な生活「住居、畑の持ち高、生産高、上納高、労働・休日・祝祭日、道德観」についてその一端を明らかにするとともに、近世宮古に関する通説について考えてみたい。

1. 近世時代、役人・士族・百姓の家屋

『富川親方規模帳』（1874年）に当時の建築基準法が示されている。この基準によれば、頭・役人の住居は「本屋＝四間角＝16坪、客座＝八畳敷＝4坪、台所＝三間×二間＝6坪」、士族の場合は「本屋＝四間角＝16坪、台所＝三間×二間＝6坪」、百姓の場合は「本屋＝三間角＝9坪、台所＝二間角＝4坪、原番屋＝二間×九尺＝3坪」と家の規模が制限されている。さらに、瓦葺きは禁止、家作や補修は農作業に支障がないよう7月か8月中に行うことを指示。この基準に違反すると、家は取り壊された上、役人の場合は「百日の寺預」又は「相応の罪科」、百姓の場合は「科米6斗」の罰則が課された。即ち、近世時代の宮古では、財力の如何に関わらず、頭・役人20坪、士族16坪、百姓9坪以上の住居を構えることは違法であった。蔵元や苧積屋など公共施設以外は瓦葺き禁止。役人・百姓の住居は全て茅葺きの家で、その家作や補修に際しては「材木類ハ自弁シ茅・ススキ・縄類ハ村中賦課ヲ以テ補助」するシステムがとられていた。

『富川親方宮古島規模帳』（抜粋）

一、家作ノ儀、頭以下役々二才共本屋廂共長四間横四間、台所長三間横二間、百姓共本屋廂共三間角、台所二間角に不過様、且瓦葺並雨タリ瓦仕合候儀召留、且普請修補等時節ノ見合無之候テハ農作ノ支可相成候間、七八月中作調候様、堅取締可致事。

附一、違背ノ者ハ屹ト解除サセ候上、奉公人百日ノ寺領又ハ科米等所犯ニ応シ罪科可被仰付候間、御問合ノ上取行、百姓ハ科米六斗先申付御届可申越候也。

一、頭役々中八畳敷ノ客座迄ハ心次第別ニ作立候共不苦候也。

一、原番屋ノ儀、広作置候テハ無益ノ事ヲ好、故障筋ノ儀共可致出来候間、二間九尺ニ不過様、堅取締可致事。

訳・家作の儀、頭以下役人・士族の子弟共の本屋は「^{ひさし}廂を含め長さ四間・横四間＝16坪」・台所は「長さ三間・横二間＝6坪」、百姓共の本屋は「廂を含め三間角＝9坪」・台所は「二間角＝4坪」を過ぎないように。且つ、瓦葺きや雨タリ瓦を用いることは禁止、且つ、家作や補修は時節を見計らって農作業に支障がないよう7月・8月中に作り調える様、嚴重に取り締まること。

附一、違反した者は必ず家を取り壊した上、奉公人（役人）は「百日の寺預」又は犯行に依じて罪科を仰せ付けるので、報告のうえ執行し、百姓の場合は「科米6斗」を申し付けて届けさせるべきこと。

一、頭・役人は心次第、別に八畳の客座までは作り立てても良い。

訳・原番屋の儀、広く作って置いては無益なことを好んで、何らかの支障もおきてくるので、「二間・九尺＝3坪」を過ぎない様、嚴重に取り締まること。

2、近世時代、各村の村番所

1614年から宮古の各村には村番所が設置され、その囲い内に苧積屋（ブンミヤー）が設けられていった。『与世山親方規模帳』はこの村番所や苧積屋についても家屋の規模を規定している。村番所の規模は「廂を含めて三間半角＝12坪」、苧積屋は「廂を含めて五間×三間＝15坪」で、番所・苧積屋とも御用布を織り調える所なので、火事から御用布の焼失を防ぐため出来るだけ瓦葺きにするよう指示している。又、役人が村詰めする時には首里大屋子・与人は村番所に宿泊するが、目差・杣山筆者・耕作筆者は外泊して宿主に迷惑をかけているとのことで、番所囲い内に「三間角＝9坪」茅葺きの目差詰屋を1軒、「三間×二間半＝7.5坪」茅葺きの耕作筆者詰屋・杣山筆者詰屋を1軒づつ設けて外泊を禁止し、更に出火しても苧積屋に類火が及ばないように詰屋を引き離して設けることを義務づけている。但し、この詰屋の件は地方の村々を対象としたもので、平良五か村では不要であるとしている。

『与世山親方宮古島規模帳』（抜粋）

一、諸村番所廂共三間半角、苧積屋廂共長五間横三間、以後共作替之砌に不過様、村所役を以て可相調事。

訳・各村番所の規模は「三間半角＝12坪」、苧積屋の規模は「長さ五間×横三間＝15坪」とし、以後、作り替える時があっても、この規模を過ぎないよう村の役員で以て調えるべきこと。

一、右番所苧積屋之儀、御用布織調肝要成所候処、間二出火有之御用布等及焼失為申事茂有之由候間、可成程ハ漸々瓦葺可召成事。

訳・右の番所・苧積屋は御用布を織り調える大事な所であるが、この間に火事にあい御用布などを焼失したこともあるので、なるべく瓦葺きにすること。

一、諸役人村詰之時、首里大屋子・与人ハ番所、目差・杣山筆者・耕作筆者は外宿仕候付宿主及迷惑由候間、向後、番所囲内ニ目差詰屋壹軒廂共三間角、杣山筆者・耕作筆者詰屋壹軒完廂共長三間二横二間半、村所役二而相調、外宿之儀ハ一向可召留事。

訳・役人らが村詰めする時、首里大屋子・与人は番所で宿泊するが、目差・杣山筆者・耕作筆者らは外泊して宿主に迷惑をかけているとのこと。以後、番所囲い内に「廂を含めて三間角＝9坪」の目差詰屋を1軒、「廂を含めて長さ三間・横二間半＝7.5坪」の杣山筆者詰屋・耕作筆者詰屋を1軒づつ設けて、外泊はいっさい禁止すべきこと。

一、番所囲内広有之候間、目差・杣山筆者・耕作筆者詰屋之儀、かや葺相調、万一出火有之候共、番所・苧積屋江類火之念遣無之様、可引放置候。

訳・番所囲い内の敷地は広いので、目差詰屋・杣山筆者詰屋・耕作筆者詰屋は茅葺きでもって作り、万一、火事があっても番所・苧積屋に類火の心配がないよう引き放して作るべきこと。

一、平良五ヶ村ハ諸役人居所二而も、番所囲内ニ詰屋作候ニハ不及候也。

訳・平良五ヶ村は大方の役人らが住んで居る所なので、村番所囲い内に詰屋を作るのは不要である。

3、近世時代、正男（15才～50才）の畠地と上納高

（1）百姓・士族の基本的な畠地の持ち高と農作物

『宮古島旧記並史歌集解』（稲村賢敷）に『富川親方農務規模帳』（1876）の翻刻史料が紹介されている。『農務規模帳』は1768年に与世山親方が最初に組み立てて発布、1857年には翁長親方・1876年には富川親方が発布したものである。この『農務規模帳』に「農事手入之事」として、士族・百姓の畠地の持ち高と農作物の作付面積が記されている。又、この「農事手入之事」の条項は、明治35年10月7日付の『琉球新報』にも掲載されている。両史料を見比べると、新報史料では畠地面積の単位が「ヤセル＝277.8坪」、稲村史料では「注・屋せるは畠坪数の単位で300坪」と異なり、又、木綿や胡麻の作付けにも若干の相違が見られる。この両史料から正人男の畠地・作付面積を見ると、上人・中人の男（21才～45才）の畠地の持ち高は「稲村史料＝13反」「新

報史料＝12反余」となっている。作付面積は「稲村史料＝粟作地5反。麦作地5反。芋作地1.5反。木綿作地1反。胡麻作地0.5反」,「新報史料＝粟作地4.6反。麦作地4.6反。芋作地1.4反。木綿作地1.4反。胡麻作地なし」となっている。又、下々人の男(15才～20才)の場合、畠地の持ち高は「稲村史料＝6.4反」,「新報史料＝約6反」である。作付面積は「稲村史料＝粟作地2.5反。芋作地2.5反。木綿作地0.4反。胡麻作地0.4反」,「新報史料＝粟作地2.32反。麦作地2.3反。芋作地0.47反。木綿作地なし。胡麻作地0.47反」と指示されている。粟作地は上納粟用・粟銭用畠地,麦・芋作地は主食としての食糧用畠地,木綿・胡麻作地は王府に納める夫賃米の代納用畠地と考えられるが、いずれにしても、男は15才になると基本的に6反以上の畠地を与えられ、21才になると12反以上の畠地を与えられていたということである。更に『農務規模帳』は「持ち不足の者には村で近辺の原野を開墾して畠地を配分するように」とも指示している。

稲村史料『富川親方農務規模帳』(抜粋)

農事手入之事

一、農作之儀、耕方の善悪次第にて取実の多少相定る事にて、地方広持居候ては思様不働得、自然と取実少罷成、却て苦勞相増し家内の為不罷成儀候、地方狭有之候は作毛の本法を以て入精相働き候はば取実多罷成苦勞も無之□と可済候処、地方広取込勝にて我増相心得候儀、究竟作毛の本法無案内故に候、此儀百姓中致心得手入の働題目可入念事。

訳・農作は耕作の善悪次第で収穫の多少が決まるものである。土地を広く持っていては思うように働くことができず、自然に収穫は少なくなり、却って苦勞が増して家庭の為にもならない。土地が狭くとも作毛の本法を以て精を入れて働けば収穫も多く苦勞がなくて済むが、土地を広く取り込みがちで、自分のものを増やそうとする気持ちは、結局、作毛の本法を知らない故である。このことは百姓全員心得ておき手入れの働きを第一に念を入れるべきこと。

一、原(系)持百姓中所持の畠委細取不申は持過ぎ持不足糺方、其外下知方難致候間、面々所持の畠現坪つつ取帳面相記し置、持不足の者は持過の方より配分し又は近辺の野地見合い村向明渡一統不及難儀程能取計、左候て每物成上納人の多少に応じ無親疎可致配地事。

附・壹人持前是迄の坪高にては一統に配当難成所も有之、跡々之通壹人持前分□腰書之通申付候也。

訳・系持(士族)・百姓たちが所持している畠を詳細にまとめないと、持ち過ぎ・持ち不足の糺し方、その他、下知方も難しくなるので、面々の所持している畠の現坪数を取締帳面に記して置き、持ち不足の者には持ち過ぎの方から配分し、又は近辺の原野を村で開墾し譲渡して全員が難儀に及ばないように程よく取り計らい、物成(産物)や上納人の

多少に応じて平等に配地すべきこと。

附・一人の持ち分はこれ迄の坪高では全員に配当しがたい所もあるので、以前の通り一人持ち分の分量を腰書の通り申し付けるものである。

一、畠式花屋せる壹ノ、上中男壹人分 (2×300 坪 $\times 6 + 300$ 坪) = 3900坪 (13反)

屋せる五ノ	粟地	300 坪 $\times 5 = 1500$ 坪	粟作地	5反
屋せる五ノ	麦地	300 坪 $\times 5 = 1500$ 坪	麦作地	5反
屋せる壹ノ片面	芋地	300 坪 $+ 150$ 坪 = 450坪	芋作地	1.5反
屋せる壹ノ	木綿花地	300坪	木綿作地	1反
片面	胡麻地	150坪	胡麻作地	0.5反

一、屋せるは畠坪数の単位で300坪をいう。

二、壹花は屋せる六個の面積である。

三、片面は屋せるの半分(カタモチと訓す)

一、畠壹花片面、下々之男壹人分 (300 坪 $\times 6 + 150$ 坪) = 1950坪 (6.4反)

屋せる式ノ片面	粟地	300 坪 $\times 2 + 150$ 坪 = 750坪	粟作地	2.5反
屋せる式ノ	麦地	300 坪 $\times 2 + 150$ 坪 = 750坪	麦作地	2.5反
六十する	芋地	300 坪 $\times 0.6 = 180$ 坪	芋作地	0.6反
四十する	木綿花地	300 坪 $\times 0.4 = 120$ 坪	木綿作地	0.4反
四十する	胡麻地	300 坪 $\times 0.4 = 120$ 坪	胡麻作地	0.4反

※100するが屋せる一に相当する。

◎明治35年10月7日付『琉球新報』掲載の『農務規模帳抜粋』

一、系持百姓中所持の畠委細取ノ不申は持過ぎ持不足糺方、其外下知方難致候間、面々所持の畠現坪一々取ノ帳面相記し置、持不足の者は持過の方より配分又は近辺の野地見合い村向明渡一統不及難儀程能取計、左候て毎物成上納人之多少に依し無親疎可致配地事附・一人持前は迄之坪高にては一統配当難成所も有之、跡々之通一人持前分量腰書之通申付候也。

訳・系持(士族)・百姓たちが所持している畠を詳細にまとめないと、持ち過ぎ・持ち不足の糺し方、その他、下知方も難しくなるので、面々の所持している畠の現坪数を一々取締帳面に記して置き、持ち不足の者には持ち過ぎの方から配分し、又は近辺の原野を開墾し譲渡して全員が難儀に及ばないよう程よく取り計らい、物成(産物)や上納人の多少に応じて平等に配地すべきこと。

附・一人の持ち分はこれ迄の坪高では全員に配当しがたい所もあるので、以前の通り一人持ち分の分量を腰書の通り申し付けるものである。

一、 島二花屋セル一つ、 上中男一人分 (1666坪7×2+277坪8=3611坪)

内 (約12反)

屋セル五つ 粟地 277坪8×5=1389坪・・・粟作 4.6反

屋セル五つ 麦地 277坪8×5=1389坪・・・麦作 4.6反

屋セル一つ片面 芋地 277坪8+138坪9=416坪8・・・芋作 1.39反

屋セル一つ片面木綿花地 277坪8+138坪9=416坪8・・・木綿 1.39反

一、 島一花片面 下々之男一人分 (1666坪7+138坪9=1805坪6)

内 (約6反)

屋セル二つ片面 粟地 277坪8×2+138坪9=694坪5・粟作 2.32反

屋セル二つ片面 麦地 277坪8×2+138坪9=694坪5・麦作 2.32反

六十八カ 芋地 277坪8×0.5=138坪・・・芋作 0.47反

四十八カ 胡麻地 277坪8×0.5=138坪9・・・胡麻作 0.47反

地面坪割の事

一、 ハカ (長五尋横一尋) 坪にして三坪四合七勺二才

但八十八カ屋セル一と云ふ

一、 片面 (長二十尋横十尋) 坪にして百三十八坪八合八勺九才

但片面二つを屋セル一つと云ふ

一、 屋セル一つ (長二十尋横二十尋) 坪にして二百七十七坪七合七勺八才

但屋セル六つを一花と云ふ

一、 一花 (長四十九尋横四十九尋) 坪にして千六百六十六坪六合六勺七才

土地の坪割の事

一、 ハカ (長五尋横一尋) 坪にして三坪四合七勺二才

但八十八カ屋セル一と云ふ

訳※1ハカ=長さ7.6×横1.52=11.55、坪にして3坪4合7勺2才

但し、80ハカ=屋セル1という。 訳※(3坪5合)

一、 片面 (長二十尋横十尋) 坪にして百三十八坪八合八勺九才

但片面二つを屋セル一つと云ふ

訳※片面=長さ30.4×横15.2=462.08、坪で138坪8合8勺9才

但し、片面2つ=屋セル1 訳※(140坪0合2勺)

一、 屋セル一つ (長二十尋横二十尋) 坪にして二百七十七坪七合七勺八才

但屋セル六つを一花と云ふ (6屋セル=1花)

訳※1屋セル=長さ30.4×30.4=924.1、坪で277坪7合7勺8才

但し、屋セル6=1花 訳※(280坪0合5勺)

一、 一花 (長四十九尋横四十九尋) 坪にして千六百六十六坪六合六勺七才

訳※1花=74.48×74.48=5547.2、坪で1666坪6合6勺7才

訳※(1680坪9合9勺)

※江戸時代の1尋は5尺、明治以降の1尋は6尺である。この土地の坪割り訳では、江戸時代1尋=5尺=5×1尺は0.303=1.52, 1坪=3.3を基準に計算した。それでも坪面積に誤差が生じている。

(2) 百姓・士族の基本的な上納高

①人頭税制度の沿革と税高の変遷

宮古の人頭税制の沿革と税高を記した史料に、1725年頃の王府の財政収支をまとめた『御財政』、1750年頃の『御当国御高並上納里積記』、1874年の『富川親方仕上座例帳』などがある。これらの史料で人頭税制の沿革と税高の変遷をみると、

- 1625年の宮古から王府への上納粟は、2154石であった。これは1石につき1斗8升5合余の代懸で、この内から薩摩に納める御用分の布を購入していた。
- 1635年には「寛永の盛増」があり、盛増・上木方と称する増税がなされた。この結果、宮古の総石高は12458石余に見積られその税高は3367石余と査定された。
- 1636年には琉球で初めての人口調査があり、翌1637年には両先島の税制を「頭懸けの配当」(人頭割り付けの上納=人頭税制)とした。以後、4回の人口調査があり、その間、人口の増減によって穀物・反物の上納高に変動が生じたため、1659年には人口の増減に関係なく宮古の総上納高を定額とした(定額人頭税制)。即ち総石高を12458石余とし、上納高を3367石余(反物納2216石余分・粟納1150石余)の定額とした。
- 更にこの年(1659年)に、村を穀物の場合は土地の良否により上村・中村・下村と定め、布の場合は唐苧敷地の良否により上村・中村とし、正人を役人の見立てで上人・中人・下人・下々人の4ランクに区分した。
- この正人のランク付けは、1710年(里積記は1711年)に年齢制とした。又、この年には正人4140人に月2度の労役(2度夫)を賦課した。
- 1727年には「享保の盛増」と称する増税があり、宮古では1749年から五出米(荒欠米・御賦米・新盛増・牛馬・在番)と称して「514石余」が徴収された。
- 又、1729年には2度夫を賃米(夫賃米)に代え、1734年には正人一人につき8合4勺余とし、以後、人口の増減に関わらず「839石余」を定額とし、その内の458石余は不慮の災害に備えて「貯穀」にまわしたことが記されている。

1637年、琉球王府は宮古・八重山に人頭税をしいた。宮古では1625年には粟1石につき1斗8升5合余、税率18.5%の税制であったが、これを一人あたり何斗何合という人頭割り付けの制度に変えた。しかし、人口の増減によって上納高に変動が生じたため、1659年には宮古の総上納高を定額とし、これを上・中・下・下々の男女のランクに応じて税を賦課した。簡単にいえば、穀物・反物・人口の増減に関わらず総上納高を定額とし、これを四ランク別男女の「割り勘制」にしたということである。つまり、割り

勤人数＝正人数が増えれば個人負担高は低く、逆に正人数が減れば個人負担高は高くなるシステムである。この時の宮古の石高は12458石余、上納高は定額3367石余(2216石余は反物納、粟納は1150石余)であった。この税率は26.8%である。その後、1734年には「夫賃米839石余」、1749年には「五出米514石余」が付加され、正租＋付加税で4720石余となった。1749年時点での宮古の総石高は12458石余をはるかに越えていたと考えられるが、それでも1637年時点の石高12458石を使用して石高に対する上納高の比率を計算すると、上納高は〔3367石余＋839石余＋514石余＝4720石余〕で、税率は37.8%となる。4720石余の内、2216石余は反物上納・2503石余は粟上納である。男の粟上納だけを考えると石高12458石に対する比率は20%である。2216石余分の反物を織る女たちの苦勞はあったとしても、男たちの粟上納2503石余は食料に不足をきたす程の重税だったとは考えられない。ましてや〔上納高4720石余÷(12458石＋X石)〕但しX石は耕作地増加に伴う生産高の増加分とするとその比率は37.8%よりもっと低くなり、又、粟上納も〔2503石余÷(12458石＋X石)〕但しX石は耕作地増加に伴う生産高の増加分とするとその比率は20%よりもっと低くなる計算である。

②人口増加・新村誕生と人頭税

1611年の慶長検地の際の宮古の人口は^①4780人であった。人頭税制がしかれて10年後、1647年の人口は^②8768人(?)である。その後も人口は増え続け、1658年には久貝村・与那覇村・荷川取村、1714年には嘉手苅村・大浦村、1715年には保良村・野原村、1725年には長間村などの新村が生まれ、1729年の宮古の人口は^③24206人となる。人口が増え、新村が次々生まれたということは、新村に住む人々の分、原野の開墾がなされ、田畑など新しい耕作地が増えたということを意味する。それに伴って宮古の総生産高も増加し、1729年時点では1637年の12458石余をはるかに上回る総生産高になっていたと考えられる。逆に生産高の増加があり人々の食料を支えたればこそ、人頭税がしかれて僅か90年の間に3倍近い人口に膨れあがったといえる。又、人口の増加に従い税を負担する正人の数も3倍近くに増加していったであろう。琉球王府への上納高は1729年までは定額3367石余、内、粟納は1150石余である。これとは別に宮古の蔵元に納める所遣があり、1734年の夫賃米・1749年の五出米の付加税も賦課される。しかし、「定額人頭税制＝4ランク別割り勘制」で考えれば、18世紀前半までは人口(正人)の増加に伴って税の個人負担高は減少し、逆に耕作地の増加＝生産高の増加に伴って税の差引き残高も増え、人々の生活にはある程度余裕がでてきたものと考えられる。

注①『宮古島取調書』 注②出典不詳 注③『八重山島年來記』

『御当国御高並諸上納里積記』(抜粋)

一、御当国之儀、慶長拾四己丙年、御国元御下知二相成候付て、同拾五庚戌年始て御検地被仰付、御竿入奉行拾四人携之役々百六拾八人被差渡、地下・諸離・両先島・道之島迄御手分を以、地面之御支配有之、同拾六辛亥年御目錄被召下候。寛永六己巳年、右御目

③実質的石高・税率の推算

○1611年、宮古全島の田畑宅地 2163町6反6畝
 賃租粟 1150石4斗2升3合6勺4才 — 『一木書記官取調書』
 人口 4780人

仮定

- ・1戸平均5人の家庭として・・・4780人÷5人=956戸
- ・百姓名家9坪・台所4坪=13坪，土族名家16坪・台所6坪=22坪程度，1戸平均宅地を100坪して，958戸全体の宅地面積
 $956戸 \times 100坪 = 95600坪 = 318反 = 約32町$
- 宮古全島の田畑面積・・・2163町-32町=2131町=21310反

1反の平均粟収穫高

①明治24年の2斗8升3合（請願書） — を使用して総石高を推算。

②明治26年の1斗6升（一木書記言）

○宮古全島の総石高

①21310反×0，283石=6030石

②21310反×0，16石=3410石

○全体の税率

①1150石余÷6030石=約0，190=約19%

②1150石余÷3410石=約0，337=約34%

1戸平均田畑の持ち高・・・2163町÷956戸=約2町3反=23反

1戸平均田畑の収穫粟（全耕地に粟を作った場合）

①23反×0，283石=約6石5斗

②23反×0，16石=約3石7斗

1戸平均上納高・・・1150石余÷958戸=1石2斗

1戸平均の税率

①1石2斗÷6石5斗=0，184=約19%

②1石2斗÷3石7斗=0，324=約33%

※以下，増加耕作地面積不詳に付き推算できず。

- 1625年 賃租粟 2154石5斗2升2才
- 1635年 賃租高 3367石余（粟1150石余，反物2216石余）
- 1637年 人頭税 3367石余（粟1150石余，反物2216石余）
- 1659年 定額人頭税・・・3367石余定額

◎粟1150石余の定額

反物2216石余

※以後，正人口が増加すれば個人高は減少，田畑が増加すれば総石高は増加する。

○1729年 夫賃粟824石余，1734年 — 夫賃粟839石余。

○1749年 五出米514石余。

※新稿『沖繩の歴史』（比嘉春潮氏）

「一七五〇年（尚敬三十八）年に行われた検地の結果が羊入帳となって残っている。（略）田畑合計二〇，四九二町歩で，これを慶長検地を本に検地帳と較べて見ると，田が二，二六倍，畑が二，五倍，両方合算で二，四三倍となっている，一世紀半に沖繩の耕地が約二倍半近くになったことがわかる。もともこの統計は先島の分は除かれている。極めて大ざっぱではあるが，単純に石高だけで推算してみると，両先島で五，三八九町歩という数字がでる。」と記している。

○『八重山島年表』によれば，1729年の宮古の人口は24206人，八重山の人口は17051人となっている。単純ではあるが，この人口の比率で耕作地が増加してきたものと仮定して推算すると，

◎宮古の増加耕作地

$5389町 \times (24206人 \div 41257人) = 3161町余$

○八重山の増加耕作地

$5389町 \times (17051人 \div 41257人) = 2227町余$

— となる。

※この宮古の増加耕地3161町に1611年の2131町を加えると，1750年までは「5292町=52920反」の耕作地があったことになり，

総石高は ①52920反×0，283石=14976石余

②52920反×0，16石=8467石余 — となる。

※「1749年時点では12458石を上回っていたであろう」との推定は，この推算した総石高①「14976石余」の数字を基とした。

録高減少被仰付置候処、同拾貳己亥年、御朱印高御不足之由にて盛增高並上木高御取立御目録被召改候。其以来御高之増減無之候処、享保七壬寅年、御国元就大御支配、当地江も御検使被差渡由被仰下候付、翌年年延之御訴訟被仰上候処、年数被差延候ては御支配之御支二相成由にて、御検使ハ御免被成、寛永盛増之半分増高被仰付、同拾二丁未年御目録被下候。

訳・琉球国の儀、1609年に薩摩の支配下となったため、1610年、始めて検地を仰せ付けられ、竿入奉行14人・随行役人168人が渡海して本島・各離島・両先島・道之島まで土地の測量を実施、1611年には知行目録が下された。1629年に右の目録の減少を仰せ付けられたが、1635年には御朱印不足を理由に盛增高・上木高と称する税が加えられ目録高が改められた（寛永の盛増）。それ以来、石高の変動はなかったが、1722年になって薩摩全域の検地が行われることになり、琉球へも検地役人を派遣する旨、仰せ付けられたので、翌年、これを延期してもらいたいと訴えたところ、長年延期しては御支配の差し支えになるとの理由で、検地役人の派遣を免じる代わりに寛永盛増の半分の増高を仰せ付けられ、1727年に目録を下された（享保の盛増）。

①慶長拾六年辛亥年（1611年）御目録被召下候事。

覚

悪鬼納並諸嶋高八万九千八拾六石之内、五万石ハ王位之御蔵入ニ可被相定候。残分ハ諸士江可被配分候。支配之余分ハ王位之御蔵入ニ被召置候。御状如件。

慶長拾六年九月十九日

訳・沖繩並び諸島の石高89,086石の内、5万石は王府の蔵入りとする。残分は諸役人に配分し、その余分のものは王府の蔵入りとする。御状、件の如し。

1611年9月19日

②寛永六己巳年（1629年）御目録減少仰付候事。

慶長御目録高之内、相違之儀有之、右御目録可差登由、寛永五戌辰年依御下知、以金武王子被差上申候二付、六千石六斗九升被召減、久長御判之御目録御改被下候。

訳・慶長の目録高の内に相違があり、右の目録を届けるべき旨、1628年指示を受け、金武王子が届けたので6千石6斗9升を減ぜられ、久長押印の目録を改めて下された。

御算用目録（1628年）

高八万三千八拾四石九斗四升五合九勺六才（高8万3084石9斗4升5合9勺6才）
右之外、右の外

高六千四拾石九斗貳升四合貳勺（高6040石9斗2升4合2勺）

右者宮古嶋高相違二付、此節先被召除置候。後日御沙汰可有之由候。

(右は宮古島の石高に相違があり、この節、除いておいた。後日、沙汰があるとの事)

寛永五年五月十三日(1628年5月13日)

新納翰田次官判

本田伊予守判

児玉源介殿

町田縫故判

※此ノ被召除候御高、寛永六之御目録引当、少々替目有之候。

(この除かれた石高は、1629年の目録に引き当てられ、少々、変動がおきている)

琉球国内知行高目録写(1629年)

沖 縄 高・五万七千九拾石九斗三升

久 米 高・ 三千弍百五拾壹石四斗七升

計羅摩 高・ 百八拾八石八斗弍升

◎宮古嶋 高・壹万千弍百八拾八石壹斗弍升六合(1万1288石1斗2升6合)

八重山嶋 高・ 五千九百八拾石九斗三升四合

粟 嶋 高・ 六百七拾五石八斗五升

登那巖嶋 高・ 四拾壹石四斗四升

伊是名嶋 高・ 六百九拾六石六斗弍升

伊恵嶋 高・ 三千三百七拾石九斗三升

与部屋嶋 高・ 五百石壹斗九升

惣合高八万三千八拾五石三斗壹升(総合8万3085石3斗1升)

右知行之事、永々進置候間、可有御承知也。

寛永六己亥八月廿一日(1629年8月21日)

家久御在判

中山王

※寛永の盛増(1635年)

寛永拾二乙亥年、盛増高・上木高御取立御目録御改被下候事。

(1635年、盛増高・上木高、取り立て目録を改めて下された事)

御朱印高御不足之由にて盛増・上木高御取立、御登中御連名之御目録被召下候。

(御朱印高不足の理由で、盛増・上木高の取り立て、上國中、連名の目録を下された。)

宮古嶋

一、高・壹万千二百八拾八石壹斗二升五合九勺 前竿 (1万1288石1259)

一、高・八百三拾壹石三斗七升壹合七勺八才 盛増 (831石37178)

一、高・三百三拾九石二斗九升壹合壹勺九才 上木方 (339石29119)

合高 壹万弍千四百五拾八石七斗八升 (合計 1万2458石7斗8升)

※享保の盛増（1727年）

享保拾二丁未年，御国元就大御支配，増立被仰下候事。

（1727年，薩摩の大検地に付き，追加分を仰せ下された事。）

享保拾二丁未年盛増高御取立御目録被下候事。

右段々之御訴訟事相済，種子嶋弾正殿御目録被下候。

（1727年，盛増高，取り立て目録を下された事。）

右，数々の訴訟事も済んで，種子嶋弾正殿から目録を下された。）

宮古嶋

一，高・壹万二千九百拾七石八升三合七勺七才 （1万2917石8377）

内

壹万二千二百八拾八石壹斗二升五合九勺 前竿 （1万1288石1259）

八百三拾壹石三斗七升壹合七勺八才 盛増 （ 831石37178）

三百三拾九石二斗九升壹合壹勺九才 上木方 （ 339石29119）

◎四百五拾八石七斗九升四合九勺 享保盛増 （ 458石7949 ）

〔両先島上納之事〕

一，宮古島上納之儀，寛永二乙丑年，玉那覇親雲上渡海にて物成究之時，代懸を以納粟貳千百五拾四石五斗二升二才取立有之。石之内より反物御用分ハ御買入之筋ニ被仰付置候処，寛永拾参丙子年，御当国始めて人数改有之。其翌年頭懸之配当ニ被仰付置候。其以来四ヶ度之改迄ハ人数二応し穀物反物多少有之候処，万治貳己亥年，喜屋武親方渡海にて物成究之時，穀物反物雑物とも人数増減無構量数御定，頭懸之致様ハ，村々地方上中下二応し穀物ニ上中下を付，又布ハ唐苧敷之上中を究て布ニ上中を付，又男女之上中下々四段ニ差分ケ，石上村之上男女拾四部，位中之村拾二部，位下之村十部頭ニメ下男女迄二部引にて，下々男女ハ四部ニ定メ，布上之村上男女拾二部頭ニメ右之格ニ準し候。右之通取立上納配分有之候。雑物之儀ハ，宝永七庚寅年，奥武親雲上渡海にて調部之時式度夫ニテ相調候筋ニ被定置，干今其通にて候。

但，頭数取立様ハ，札改切を以男女とも拾五歳より五拾歳迄，病者片輪無構取立，上中下々四段ニ差分ケ，男ハ穀物，女ハ白上布相懸，此外白中布ハ白下布，男女とも二相懸上納有之候。然ハ位付之儀，以前ハ見立を以爲相究由候処，正徳元辛卯歳より，下々位ハ拾五歳より貳拾歳まで，上位ハ貳拾一歳より四拾歳迄，中位ハ四拾一歳より四十五歳迄，下位ハ四拾六歳より五拾歳迄，四段ニ歳分ケを以被定置由候

訳・宮古島の上納の儀，1625年に玉那覇親雲上が来島して生産物を調査した時，代懸を以て粟2154石5斗2升2才の税を取り立てた。その税の内から御用分の反物を購入していたが，1636年に琉球で始めて人口調査が行われ，その翌年から頭懸の配当（人頭割付けの上納）となった。それ以後，4回の人口調査があり，その間，人数に応じて穀物・反物の上納に増減があったが，1659年に喜屋武親方が来島して生産物の

調査を行った時、穀物・反物・雑物とも人数の増減に関わらず上納高を定額にした。人頭割り付けの方法は、村々の土地の上中下に応じて穀物に上中下を付け、又、布は唐苧敷の上中を調べて布に上中を付け、又、男女を上・中・下・下々の4段に分け、石高上村の男女は14部、中村は12部、下村は10部を頭にして下男女まで2部引きにし、下々男女は4部と定め、布上村の上男女を12部頭として右の格付けに準じた。右の通り上納の配分を行った。雑物については、1710年、奥武親雲上が来島して調査した時、二度夫を以て上納することが定められ、今もその通り行っている。但し、人頭割り付けの人数は、男女とも15才から50才までで、病者・片輪構わず取り立て、上・中・下・下々の4段に分け、男には穀物を、女には白上布を賦課し、この他、白中布・白下布は男女ともに賦課して上納させた。位付けについては、以前は見立てを以て決めていたが、1711年より下々位は15才から20才、上位は21才から40才、中位は41才から45才、下位は46才から50才まで、4段に年齢を分けて定められた。

○宮古嶋

寛永御目録表、上木高籠ル、高壱万二千四百五拾八石七斗八升八合八勺七才

一、納粟三千三百六拾七石五升八合七勺二才

内・貳千二百拾六石六斗三升五合八才 布代籠ル

外諸出米八上座地下・諸離一手二取立置候

※ 石 高 1万2458石7斗8升8合8勺7才 (上木高を含む)
納 粟 3367石5升8合7勺2才
内 2216石6斗3升5合8才 (布代含む)

○諸上納米粟雑石惣拳二て地下三方・諸離・両先嶋各手完仕分ケ之事

宮古嶋

納粟三千三百六拾七石五升八合七勺二才

但、布代籠ル

五出米五百拾四石九升八合二勺

但、荒欠地・御賦・新盛増・在番・牛馬五出米

ノ粟三千八百八拾壹石壹斗五升六合九勺二才

※納 粟 3367石5升8合7勺2才
但し、布代を含む

五出米 514石9升8合2勺

但、荒欠地・御賦・新盛増・在番・牛馬 (五出米)

計・粟 3881石1斗5升6合9勺2才

○両先嶋夫賃米之事

両先嶋共、以前ハ現夫御遣為有之由候処、享保十四己酉年、宮古嶋御遣夫九万九千三百六拾人取立、一人ニ付八合二勺九才ツツ被召定、賃米八百弍拾四石五合七勺五才ツツ取納有之。享保拾九甲寅年、一人ニ付八合四勺四才五分九リ八毛ニシニ被召成。以後百姓致繁栄候共無御構、此通ニ被仰定置由候。尤一人例ハ相替リ候得共、夫高ハ不相替候。此夫賃米之内、御用物調夫ハ所中江被相渡雜物御取納有之候。

本文之通例相直り候ニ付て、両先嶋此員数ニ成ル。宮古嶋八百三拾九石壹斗九升七勺七才。

○両先島の夫賃米の事。

両先島とも、以前は現夫遣いを行っていたが、1716年、宮古島の御遣夫9万9360人（4140人×2回×12か月）取り立て、一人につき8合2勺9才と定めて、賃米を824石5合7勺5才取り納めた。1734年、一人につき8合4勺4才5分9リ8毛2シとなし、以後、百姓が増加しても関係なく、この通りに定めた。尤も一人の負担高は変わるが、夫高は定額である。この夫賃米の内から、御用物の調達料は村々へ渡し、雑物を取り納めている。

本文の通りの慣例で、両先島はこの員数となる。宮古島839石1斗9升7勺7才。

『御 財 政』（抜粋）

一、天啓五乙丑年、故玉那覇親雲上罷渡物成究有之候時、納粟弍千百五拾四石五斗二升二才取立有之、高一石二壹斗八升五合八勺五才代。右之内より端物御用分買入之筋被申付置候處、崇禎九丙子年、御當国始而人数改有之、其翌年より頭懸之配當有之、其以来四ヶ度ツツ改迄ハ、人数ニ随穀物反物共多少（変動）有之候処、順治十六己亥年、故喜屋武親方渡海ニ而物成究之時、粟反物量数相究、人数之増減無構定納被申付置候。

訳・1625年、故玉那覇親雲上が来島して生産物を調査した時、上納粟2154石5斗2升2才を取り立てた。1石につき1斗8升5合8勺5才の代懸である。右の内より御用分の反物を買っていたが、1636年に初めて琉球の人口調査があり、その翌年（1637年）より頭懸の配当（人頭税）となった。その後、4回の人口調査があり、その間は人口の増減に従って穀物・反物の上納にも変動があったが、1659年、故喜屋武親方が来島して生産物の調査を行った時、粟・反物の数量を調査して、人口の増減にかかわらず、上納額を定額とした。

一、順治十八年辛丑、羽地王子御国元江被持登候代廻ニハ、弍斗七升七合六勺七才代ニ有之候。此代廻何様之差引ニ而候哉不相知候。

訳・1661年に羽地王子が御国元へ持参した代廻には、2斗7升7合6勺7才の代となっている。この代廻はどのような計算で出したのか不明である。

一、上納方頭懸之いたし様、村々地方上下二隨右ニ上中下を付、又、布ハ唐苧敷之上中を究布ニ上中を付、又、男女之上中下々四段差分、右上之村男女拾四部位・中之村拾貳部・下之村拾部頭ニ而、下男女迄ハ貳部引ニ而、下（々）之男女ハ四部ニ定置候。布之村上男女拾貳部頭ニして右之格準候。右之通ニ取立上納高配分有之候。

訳・人頭税の賦課の仕方は、村々の土地を良否に従って上中下に分け、布は唐苧敷の良否を調べて上中に分け、又、男女を上中下々々の四段に差分けて、上村の上男女は14部・中村は12部・下村は10部とし、下男女までは2部引きにして、下（々）男女は4部と定めた。布の場合は、上男女を12部とし、右と同様の格付けをした。これに準じて上納高を配分した。

一、両嶋共康熙四拾九庚寅年より穀物男ニ相懸、直上布は女に賦付、本上布・本下布・直下布ハ有來通男女共押入仕配有之候。前々ハ男女上中下見立を以相究候處、康熙四拾九庚寅年より歳分を以被定置候。

訳・両島とも1710年から穀物は男に賦課し、直上布は女に賦課し、本上布・本下布・直下布は従来どおり男女に賦課した。以前は男女の上中下は役人の見立てで行っていたが、1710年より年齢を以て定めた。

一、婦久為筵百五枚（ふくい筵、150枚）

一、阿たん葉筵百壹枚（あたん葉筵、101枚）

一、角俣五百貳拾四斤百四拾八匁五分弍り（つのまた、524斤148匁5部2厘）

一、天啓五乙丑年物成帳浮得定納と□之以來其筋ニ上納仕來候、前代ハ員數多少有之候、被定置候訳ハ不相知候。康熙四拾九庚寅奥武親雲上相志らへ申上之通被仰付置候新規模帳ニハ貳度夫ニ而相調候筋ニ被定置干其通ニ而御座候。

訳・1625年の物成帳では浮得は定納とある。以来、その通り上納してきた。前代は数量に増減があった。定納にした理由は分からない。1710年、奥武親雲上の調査報告に基づく新規模帳には二度夫で調達することが定められており、今もその通り行っている。

『富川親方宮古島仕上世座例帳』（抜粹）

一、高並年貢上納之事

御檢地帳表□那霸被取立置候本高尙万千三百四拾八石五斗三升九合五勺六才致差引候得者、六拾石四斗九合六勺六才相違有之候処、其違モ何様之訳ニ而候哉、古案等ニモ不相見得候、崇禎九子年迄高分配ニ而代之上納、上布下布者御買入之節物成究帳相見得候処翌五

年ヨリ頭掛被仰付置候事。

御検地帳表、玉那覇が取り立てて置いた本高1万1348石5斗3升9合5勺6才を差し引きすると、60石4斗9合6勺6才の相違があるが、その違いがどのような理由なのか古い文書でも確認できない。1636年までは石高に代掛けの上納で、上布・下布は購入。この時の物成帳が確認できるが、1637年より頭掛け（人頭割付）を仰せ付けられた事。

一、高壺万千式百八十八石壺斗二升九合九勺 前竿

一、同八百三拾壺石三斗七升七勺七才 盛増

一、高三百三拾九石式斗九升壺合一勺九才 上木

合高壺万式千四百五拾八石七斗九升壺合八勺六才

内

田 方 九百八拾石参斗式合三勺七才 上木籠

畠 方 壺万千四百七拾八石四斗八升九合四勺九才

※	石 高	11288石1斗2升9合9勺	(前回の検地)
	盛 増	831石3斗7升7勺7才	(寛永の盛増)
	上 木	339石2斗9升1合1勺9才	(上木高)
	合 計	12458石7斗9升1合8勺6才	(総石高)
		内 訳	
	田 方	980石3斗2合3勺7才	(上木含む)
	畠 方	11478石4斗8升9合4勺9才	

右之納

一、粟 千百式拾七石八斗六升六合三勺壺才

一、同 式拾式石五斗五升七合三勺三才口米

合 千百五拾石四斗二升三合六勺四才

※	右の上納高	
	粟	1127石8斗6升6合3勺1才
	同	22石5斗5升7合3勺3才(口米)
	合計	1150石4斗2升3合6勺4才

内

七百拾式石六斗式升式合三勺三才 御所帯方

拾四石式斗五升式合四勺五才 同口米

四百拾五石式斗四升五合 給地方

八石三斗四合八勺八才

同口米

※

上納穀物の配分内訳

7 1 2 石 6 斗 2 升 2 合 3 勺 3 才	御所帯方へ
1 4 石 2 斗 5 升 2 合 4 勺 5 才	同口米（運搬人食糧）
4 1 5 石 2 斗 4 升 5 合	給地方へ
8 石 3 斗 4 合 8 勺 8 才	同口米（運搬人食糧）

一、白上布式千四百拾壹疋式丈壹尺七寸壹分式厘

一、同中布百拾六反式丈六尺四寸

一、同下布式千四百七拾壹反九尺八寸八分

未年ヨリ本下布御召留白上布上納被仰付候付増引合ヲ以取立直ル。

内式百四拾貳反式丈五尺八寸八分本下布三百拾四反壹丈九尺六寸六厘ヨリ成ル

内

三拾貳反五尋四尺二寸八分大神村

式拾反七寸四分式厘水納島

※

白上布 2 4 1 1 疋（2丈1尺7寸1分2厘）

同中布 1 1 6 反（2丈6尺4寸）

同下布 2 4 7 1 反（9尺8寸8分）

1 6 4 7 年より本下布は召し留め、白上布を上納するよう仰せ付けられたので、その差し引きを行って取り立てている。

内、2 4 2 反（2丈5尺8寸8分）は本下布3 1 4 反（1丈9尺6寸6厘）に相当する。

内

3 2 反（5尋4尺2寸8分）は大神村

2 0 反（7寸4分2厘）是水納島

右上納粟布頭掛二而、札御改切ヲ以、惣頭拾五歳ヨリ五拾歳迄病者片輪無構上中下下々四段ニ取立、男穀女者白上布相掛、此外白中布白下布男女共ニ相掛候事。

附下々位者拾五歳ヨリ式拾歳迄、上位者式拾壹歳より四拾歳迄、中位者四拾壹歳ヨリ四拾五歳迄、下位者四拾六歳ヨリ五拾歳迄、四段ニ取立候様、康熙五拾年被仰定置候也。

訳・右の上納粟・布は頭掛（人頭割付）で、札の改札を以て、正人15才から50才まで病者・片輪に構うことなく、上・中・下・下々の四段の位分けをして取り立て、男には粟を、女には白上布を賦課した。この他、白中布・白下布は男女ともに賦課した。附 下々位は15才から20才まで、上位は21才から40才まで、中位は41才から

45才まで、下位は46才から50才まで、四段に取り立てる様、1711年に定められた。

重出米之事

一、粟四百六拾六石貳斗八合壹才御所帯方

但御賦米百八拾六石貳斗五升八合九勺四才、高壹石二壹升四合九勺五才、荒欠地出米貳百貳拾壹石壹斗四升三合五勺七才、同壹石二壹升七合七勺五才、新盛増出米五拾八石八斗五合五勺、同壹石二四合七勺二才、右三株之名目相改重出米ト唱、高壹石二付三升七合四勺二才之例ニ召成候様。

外

一、牛馬口米三拾九石五斗三升壹合貳勺、牛馬四千四百五拾九疋、内、貳千貳拾九疋御檢地帳表、尤牛馬致繁榮而モ牛馬出入無之候也。

雍正拾三卯年二月十一日御手形表

一、諸浦諸島在番出米八石四斗八升三合六勺五才、高壹石二七勺、上木高除。

但貳行御免

右貢米代銀上納相成、御余計米出来候付、当年ヨリ本行但書外書之通被仰付候旨、同治十三年甲戌五月被仰渡候事。

(訳) 重出米の事。

一、粟466石2斗8合一才、御所帯方へ

但し、御賦米186石2斗5升8合9勺4才、石高1石に付き1升4合9勺5才、荒欠地出米221石1斗4升3合5勺7才、石高1石に付き1升7合7勺5才、新盛増出米58石8斗5合5勺、石高1石に付き4合7勺2才、右三株の名目を改めて重出米と唱え、石高1石に付き3升7合4勺2才の例にする様に。

他

一、牛馬口米39石5斗3升1合2勺、牛馬4459疋、内、2029疋御檢地帳表。尤も牛馬が繁殖してもその増減は無いものとする(定数)。

1735年2月11日の御手形表

一、諸浦・諸島の在番出米8石4斗8升3合6勺5才、石高1石に付き7勺、上木高除く但し、2行は免除する。

右の貢米は代銀上納が完了し米が余分になったので、今年から但書外書の通り仰せ付けられた旨、1874年5月に仰せ渡された。

夫賃米之事

一、粟八百三拾九石壹斗九升貳合七勺七才届運賃寛熙六拾丑札御改本御遣夫九万九千三百六拾人分

但、膏人二付八合四勺四才五分九リ八毛弐シ

右之内

四拾七石五斗二升

但、御所帯方御用物調夫賃

七百九拾壹石六斗七升弐合七勺七才 現上納

但、夫賃米之儀、雍正七酉年夫膏人二付八合弐勺九才余者上納被仰付置候処、同十二寅年ヨリ右員数被仰付置、以後百姓致繁栄候共無御構永々右高被仰定候。尤惣様現穀之筋二而者依年納方差支候事モ可有候間、納高半分者大豆木綿花同布菜種子胡麻二而モ百姓勝手次第上納被仰付、且又御用物調料之儀者御所帯方差引被仰付、毎年御用並時々申越候品物都而右石高二而相調、自然御用物多候而調不足仕候節者所遣夫買入、御所帯御物米之内ヨリ払出、尤御用物少候而殘米有之節、仕上世上納仕候也。

一、粟 四百五拾八石三斗二升七合弐勺三才

右夫賃米千弐百五拾石之内年々貯置凶年之補仕候様ニト、雍正拾弐寅年御手形表村々割符を以貯方申渡候事。

訳・粟 839石1斗9升2合7勺7才、届運賃を含む、1721年札御改本

御遣夫99360人分

但し、1人に付き8合4勺4才5分9リ8毛2シ

右の内

47石5斗2升

但し、御所帯方の御用物調料

791石6斗7升2合7勺7才 現上納

但し、夫賃米は、1729年に1人に付き8合2勺9才余の上納を仰せ付けられ、1734年より右の員数を仰せ付けられた。以後、百姓が増加しても関わりなくずっと右の石高を定めてある。尤も、全てを穀物で納めるのは年により支障が出ることもあるので、上納高の半分は大豆・木綿花・木綿布・菜種子・胡麻などで以て、百姓の勝手次第、上納を仰せ付けられた。且又、御用物調料も御所帯方で差し引き、毎年の御用物並びに時々注文する品物は全て右の石高で調達し、自然、御用物が多く調料が不足した時は、所遣夫を買い入れて御所帯御物米の内から支払い、御用物が少なくて残米が出た場合には、仕上世座へ上納を行っている。

一、粟 458石3斗2升7合2勺3才

右の夫賃米1250石の内(458石3斗2升7合2勺3才を)毎年貯めて置き、凶年の補助にする様にと、1734年の御手形表で村々に割り付けて貯穀方を申し渡したこと。

御用物調夫之事

雍正拾貳寅年九月十七日御手形表

- 一、御用物調夫トシテ夫賃米ヨリ御所帯方江召付置候夫高四千七百五拾貳人ニテ、調不足仕候節者年貢上納粟ヨリ運賃差引ヲ以御用物調帳江差寄、右運賃者所中ヨリ請取夫賃米同前運賃共ニ而御用物可相調候、左候テ御用物積間運賃之内届成分御物ヨリ可払出候、尤御用意方御用物積間運賃同御物之内ヨリ払出候間、届成分運賃御物ヨリ相払不用候こと。

御用物調料の事

訳・ 1734年9月17日御手形表

- 一、御用物調夫として夫賃米から御所帯方へ付けてある夫高は4752人で、調え不足の時は年貢上納から運賃を差し引いて御用調帳に加え、右の運賃は所遣座より請け取り、夫賃米と同様に運賃ともに御用物を調達し、そして、御用物の積荷運賃の内届けられた分は御物より支払うべきこと。尤も御用意方御用物の積荷運賃も同じく御物の内より支払うので、届けられた分の運賃を御物から払うのは不要である事。

(3) 百姓・士族の基本的な上納税の種類

①年貢（正租・上納粟・上納穀ともいう）

琉球王府に納める租税。総上納高3367石余の定額、内、正男は1150石余の粟上納で、女は粟2217石余分の織物を上納する。1659年以降は正男女の人口が増えれば、個人負担高は低くなるシステムである。（4ランク男女別割勘制）

②五出米（御賦・荒欠地・新盛増・牛馬・在番）

琉球王府に納める付加税。1727年に「享保の盛増」と称する増税があり、宮古では1749年から定額「514石余」が徴収された。しかし、1874年には「牛馬出米・在番出米」が免除された。残る「御賦・荒欠地・新盛増」は「重出米」と称され、定額「466石余」の徴収となった。正男女の人口が増えれば、個人負担高は低なるシステムである。

③夫賃米（夫賃・夫米・夫賃粟ともいう）

1710年に賦課された二度夫という労役。正人4140人に月二度、王府のための労役を賦課した。この二度夫でフクイ筵・アダン筵・ツノマタなどを調達していたが、1729年にはこれを賃米「夫賃米」に代え、1734年には正人1人に付き粟8合4勺余を賦課（8合4勺余×4140人×2度×12か月＝839石余）。以後、人口の増減に関わらず「839石余」の定額とし、その内の「47石余」は王府の御用物・雑物の調達料として、「458石余」は不意の災害に備えて各村の「貯穀」にまわされた。原則として粟納であるが、定額の半分は大豆・木綿花・木綿布・菜種子・胡麻での代納を許可した。毎年、正人男一人に付き2斗8升8合を一律課税し、定額「839石余」を上納、残りは「貯穀」にまわした。

④所遣（所遣穀ともいう）

宮古の蔵元・番所等の運営経費として、蔵元の所遣座に納めた税。近世時代、所遣の総高・個人負担高とも史料未確認。

⑤三度夫

宮古の蔵元各座の公共作業のため賦課された月に三度の労役。1710年に五度夫として賦課され、内、二度夫は王府のため（後に夫賃米に変わる）、残り三度夫は宮古の公共作業に従事する義務を負わされた。

（4）百姓・士族の基本的な畠地生産高と上納高

定額人头税制下の宮古の百姓・士族の男は、基本的に15才になると6反以上の畠地が与えられ、21才になると12反以上の畠地を持つことを義務付けられた。そして、その畠地には粟・麦・芋・木綿花・胡麻などの作物が基本的に栽培され、内、収穫した粟で諸々の税を上納するシステムがとられていた。畠地の耕作・収穫作業には「五人組制」がとられ、税の上納についても「五人組」の連帯責任制がとられた。『農務規模帳』はこの「五人組制」について「百姓与合を以て耕作の働申付候。付ては与合の者共常に睦敷取合相楽み、農事致請合各助力を以て相励べく候。上納方及不納候者有之に於ては、其与中にて弁申渡置候故、若致大形候はば厄害相成与合相立候栓無之候間、万事致談合、引立相働させ候様随分下知可致候事。」と記している。即ち、百姓は「五人組」を作り協力して農業に励むようにし、もしも、上納を未納する者があれば組中で責任を以て弁済し、更に「五人組」で弁済できない場合は村中で弁済、村中で弁済できない場合は宮古全体で弁済するというシステムがとられていた。

近世時代、宮古の畠地1反の粟の収穫高、諸々の税の個人負担高に関する史料は未確認であるが、幸い『平良市史第8巻』に『宮古島旧慣租税制度』抜粋の「明治25年、百姓・士族の租税個人負担高」が掲載されている。この史料によれば「上村百姓、上人（21才～40才）、上納粟2斗3合9勺9才、出米4升4合5勺1才、所遣1斗7升7合3勺6才、学校費2升2合9勺5才、合計4斗4升8合8勺1才」「上村士族、上人（21才～40才）、上納粟2斗3合9勺9才、出米4升4合5勺1才、所遣1斗7升7合3勺6才、学校費1升6合3勺9才、合計4斗4升2合2勺5才」と記している。又、『沖縄県宮古島々費軽減及島政改革請願書』には明治24年の畠地1反当たりの粟の収穫高が記されている。この史料によれば「明治24年の畠地1反の粟の収穫高は平均2斗8升3合、上村3斗、中村2斗5升・下村2斗程度で、上男一人につき5反を耕作するに過ぎない。」と記している。先の『農務規模帳』とこの両史料とをもとに百姓・士族の畠地生産高と上納高を算出すると、「上村百姓、上男の粟生産高＝粟作地5反×3斗＝1石5斗、上納高4斗4升8合8勺1才、差引き残高1石5升1合1勺」「上村士族、上男の粟生産高＝粟作地5反×3斗＝1石5斗、上納高4斗4升2合2勺5才、差引き残高1石5升7合7勺5才」となる。これとは別上納で夫賃2斗8升8合があり、差引くと「上村百姓7斗6升3合1才」「上村士族7斗6升9合7勺5才」の粟残高で

ある。1日2合食して約380日分。但し、粟は当時の金銭的役割を持つ。それ故に粟は大事にされ裕福者といえども粟を食するのは祝・祭日などに限られた。又、これらの粟は焼酒の原料としても重用されていた。主食としては約5反分の麦・約1.5反分の芋がある。木綿花や胡麻は夫賃米の半分（1斗4升4合）まで代納が可能で、その分上納粟は約6斗前後まで減ることになる。明治25年の上村・上人男の上納額は、畠地約13反の内、粟作地約5反の収穫粟の2反から2.5反分、収穫粟の4割～5割前後で充分上納可能となる計算である。畑全体に対する比率は19%である。

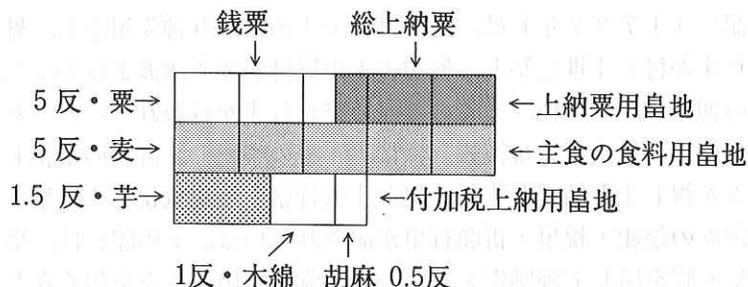
(例) 明治25年, 上村百姓, 上人(21才~40才)の場合

- 上人の粟生産高=1石5斗(粟作地約5反×1反収穫粟3斗)
- 上村百姓, 上人, 明治25年の総上納高=7斗3升6合8勺1才
 - 上納粟 2斗0升3合9勺9才
 - 出 米 4升4合5勺1才
 - 所 遣 1斗7升7合3勺6才
 - 学校費 2升2合9勺5才
 - ◎合 計 4斗4升8合8勺1才+夫賃2斗8升8合=7斗3升6合8勺1才
- 粟生産高-総上納高=7斗6升3合1勺9才の粟残高。

(例) 明治25年, 上村士族, 上人(21才~40才)の場合

- 上人の粟生産高=1石5斗(粟作地約5反×1反収穫粟3斗)
- 上村士族, 上人, 明治25年の総上納高=7斗3升勺5才
 - 上納粟 2斗0升3合9勺9才
 - 所 遣 1斗7升7合3勺6才
 - 出 米 4升4合5勺1才
 - 学校費 1升6合3勺9才
 - ◎合 計 4斗4升2合2勺5才+夫賃2斗8升8合=7斗3升2勺5才
- 粟生産高-総上納高=7斗6升9合7勺5才5才の粟残高。

※全ての税を上納して7斗6升余の粟残高である。1日2合食して約380日分。但し、粟は当時の金銭的役割を持つ。主食としては約5反分の麦, 約1.5反分の芋がある。
 ※総上納粟は畠地約13反の内, 粟作地約5反の収穫粟の約2反~2.5反分, 収穫粟の4~5割前後で上納可能となる。夫賃の半分(1斗4升4合)までは胡麻・大豆・木綿花・木綿布・菜種子などで代納可能。その分, 上納粟は, 約6斗まで減ることになる。



(例) 明治25年, 上村百姓, 下々人(15才~20才)の場合

・下々人の粟生産高=7斗5升(粟作地約2.5反×1反収穫粟3斗)

・上村士族, 下々人, 明治25年の総上納高=4斗1升6合2勺4才

上納粟 5升8合2勺8才 所遣 5升0合6勺8才

出米 1升2合7勺2才 学校費 6合5勺6才

◎合計 1斗2升8合2勺4才+夫賃2斗8升8合=4斗1升6合2勺4才

・粟生産高-総上納高=3斗3升3合7勺6才の粟残高。

(例) 明治25年, 上村士族, 下々人(15才~20才)の場合

・下々人の粟生産高=7斗5升(粟作地約2.5反×1反収穫粟3斗)

・上村士族, 下々人, 明治25年の総上納高=7升5合6勺8才

上納粟 5升8合2勺8才 学校費 6合5勺6才

出米 1升2合7勺2才

◎合計 7升5合6勺8才+夫賃2斗8升5合=3斗6升3合6勺8才

・粟生産高-総上納高=3斗8升6合3勺2才の粟残高。

4, 近世時代の祭祀祈願・祝祭事(冠婚葬祭)

近世時代の宮古では, 数多くの祭祀祈願や祝祭事が執り行われている。特に18世紀中頃の人々は, 祝事や祭事の度に粟・麦・米・芋を出し合ってミキ・酒を作り, 牛・豚などを屠して御馳走を調べて一族郎党・村中の人々を招き祝宴を開くなど盛大である。

1705年の『御嶽由来記』は, 「島中祭祀のこと」として, 「2月中に麦初祭」「4月中に米・粟初祭」「9月中に世為」「5・6月の甲午に節祝」「10月中には火の用心たかべ」など, 宮古中で行われている基本的な祭祀行事を記している。「麦初祭」「米・粟初祭」は穀物の予祝行事である。この行事では, 諸村とも各家から麦・米・粟の初物を徴収してツカサ・サバクリが村の御嶽に祀り, 村人たちは「みき」を作って先祖の神・家の神・竈の神に供えて祀っている。「世為(ユダミ)」では来年の豊穰を祈願, 「節の祝」は, 当日未明に井戸水(若水)を浴びて若返るといふ, 所謂, 村人たちの健康祈願, 「火の用心たかべ」は火難除災を祈願する行事である。いずれも粟や米でミキを作って祀っている。18世紀初期の宮古では「穀物の豊作」「村の豊穰」「村人の健康」「火難除災」などの祭祀行事が行われているが, その他にも, 城辺4か村では9月の3日間, 「みき」を作って富貴神を祀る「ンナフカ」という祭祀行事があることも記されている。

『雍正旧記』(1727年)は, 尻間御嶽で「のきはれ神先祖祭」, 外間御嶽で「コネリ祭」, 平良4か村で「世乞祭」, 城辺の上平屋御嶽で「津波よけの祭」, 多良間の泊御嶽で「作物の初祭」, その他, 多くの御嶽で祭祀行事が行われていたことを記している。

1768年の『与世山親方規模帳』には, 「村の祭祀」「御嶽の祭祀」「誕生祝」「生年祝」「おゑか祝」「上納祝」「新築祝」「磯神祭」「快気祝」「井祭」「いも初祭」「世乞」など種々の祭祀・祝事・祈願行事が記されている。その際には, 粟・麦・芋などで酒を作り, 牛・豚を屠して御馳走をし, 一族郎党・村中の人々を招くなど, 盛大な祝宴が